

第37回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年6月30日（火）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第5条許可申請（5月申請持越分）について

議第2号 農地法第3条許可申請について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第7号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任（案）について

その他 7月総会の会議開催予定日時

第24期 第1回総会を7月20日（月）午後1時に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様でございます。皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は第23期農業委員会最後の総会です。3年間で37回の総会を開催させていただきました。7月からは第24期の農業委員会総会になります。農業委員さん推進委員さんは46人いらっしゃいますが、退任される方が17人、留任される方が29人という状況です。退任される委員さんには、大変お疲れ様でした。留任される委員さんにおかれましては、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。農業そのものは皆様が退任されて地域にあっても農業委員会にあっても続いていくものですので、どこにおられましても、より良い農業となりますよう引き続き力強いエールをお願ひ申し上げます。

それでは、ただ今から第37回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

大変お忙しい中ご苦勞様でございます。第 23 期 3 年間一緒に活動をさせてもらいましたが、皆様にご迷惑をかけている中で今回退任させていただきます。皆様から力強いご支援をいただいたことに対して感謝申し上げます。誰がどこでどうなろうとも、農業は守っていかなければならないと、皆様同じ気持ちだと思います。

今、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は全国で解除されましたが、感染者がまた増えているということで、第二波がくるかどうか心配しているところです。1 日も早く収まってもらいたいと思います。

春先には自宅待機ということで花や牛肉等の高級品を中心に売上げが伸び悩み、農家には大打撃になりました。また業務用米も売れず、さらには酒造用酒米も売れないため業務用に回ってくるということで、流通の仕組みが変わり、食用米にも影響が出るのではとの心配もあります。

私たち農業委員・最適化推進委員はこれからどのような仕事が求められているかについて話をさせてもらいますが、高齢者が多く担い手が不足しています。農地の借手が少なく遊休農地が増えているという声が全国的に聞かれます。一方で、自分がいつまで農業を続けるか具体的に考えていない、自分がリタイアした後に誰が継ぐのかも話し合っていないという声もあります。地域地縁全体でこうした問題意識を共有することなく、個々の農家がバラバラに考えて行動していけば、地域の人と農地の問題は解決に向かうどころか、事態は悪化していくこととなります。

そこで地域の問題を共有し、今後地域農業をどのようにしていくべきか、誰が中心的役割を担うかを皆で考え、話し合うきっかけとなるのが人・農地プランです。人・農地プランは 5 年 10 年先の農業の形を作るものであるため、これまで以上に合意形成の過程が大切になります。作成したプランや話し合いに出た意見に沿って、地域農業の問題解決に向けて実際に行動に移していくことが最も重要です。私も今後 10 年先がどのようなかということで、皆様のご協力を得ながらアンケートを取っていますが、アンケートで終わることなく早めに実態を把握して、早めに対策を打つことが大切ではないかと思っております。人・農地プランの地域の合意形成において、農業委員・最適化推進委員が中心となってリーダーシップを持って動くことで、地域の方から相談を受けられる人になっていただきたいと思います。

農業委員・最適化推進委員は活動実績を上げて、関係団体はその委員を利用して頑張っていくことが一つの国の考えです。大変な時ですのでわかっているとは思いますが、国の方針は委員を中心に地域で考えをとりまとめ、農業を少しでも良くしていくために頑張ってくれということです。地域農業の衰退を一つでも止め、更に発展していくことを期待しまして、長い間皆様からお世話になったことに感謝申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

事務局です。委員数は 19 人です。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることをご報告いたします。

なお、農地最適化推進委員の出席委員数は 21 人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 37 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、2 番 佐藤 敏委員、18 番 新澤 公明委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 5 条許可申請（5 月申請持越案件）について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号として、先月からの持越案件について、河合委員から「従前からの現地の状況を考慮すると、農地転用申請とそれに続く法定外公共物に係る申請をすることは問題ではないのか」とのご指摘について追加の説明をします。この件に関して、本市財政管理課に確認したところ、法定

外公共物の用途廃止・売払い申請を行うにあたっては、隣接する土地の所有者であることが要件である旨の見解が示されています。今回の許可申請については、法定外公共物に係る申請をする前に、まずは農地法第5条に基づく転用許可により譲受人である〇〇〇〇〇が当該農地を取得しておくことが必要であります。次に、当該法定外公共物の機能が、既に廃されているか、または他の施設・設備により代替されていると認められ、地元の同意が得られれば、売払いに応じることになるというものです。なお、申請地の従前の違反転用状態については、同社から始末書の提出を受けております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.9 河合 則雄委員

実はあれから、委員さんが何回も来られ、〇〇〇〇〇の課長さんと娘さんが来られ、柏崎土地改良区の理事長と橋場の役員の方と長く話し合いをしました。

この案内図の裏面を見てください。これは全くの嘘です。誰が作ったのですか。場所が違ふし、道路という縦のところは水路です。このあいだの農地パトロールでも委員5人に現場を見てもらいました。現場は、水路を埋め立て暗渠にしてゴルフ練習場と思われる、会社ではゴルフ練習場だと言う庭にしてあります。公共物であるのにこうして誰も通れないようにして、まるきり自分の庭にしてある状況です。

私は69年間ここに住んでいるのですが、子供のころは水上がり常襲地帯でした。現在柏崎市洪水ハザードマップを見ると3mの水没する地域に囲まれている、その水路を暗渠にするわけです。水路に排水路に自分の家も床だし浸水の図面に入っているというわけです。ハザードマップ危険地帯を勝手に暗渠にするなんてことは到底許されることではありません。排水路は全て開渠とすべきです。

それで順序なのですが、5条申請で転用しておかなければ公共用地の用途廃止及び売払いは受けられないと言っていますが、それを今までずっと〇〇〇〇〇はやってきたわけです。後日後日でやって、あの辺一帯は、工場内はあかみちや農道、水路がいっぱいあるわけです。それで今日も担当課に行って話を聞いて来ましたが、ほとんど転用許可を取らないで建物を建てたり、違法行為をやっているわけです。それはしっかりこれからしますからと言っていますが、できればここをもっと調べなければだめだし、もっと調査して、いい方向にもっていきたいと思っています。

私は残り少ない人生だと思っています。橋場町の役員の方も言っていました。「少ない

人生、橋場の問題点、いい橋場を残さなければだめだ。問題を解決しておかなければだめだ。だから河合、農業委員のお前がしっかりしろ。地域の安全を守るのはここ一番だ。あそこを暗渠にしているわけにはいかない。」とはっきり言われました。私は農業委員をここで終わり、推進委員になりますが、しっかり自分たちの地域を守っていきたく思いますので、皆さんどうか今回も継続審議にさせていただきたい。もっと調べてもっといい方向にしなければだめだと思います。

公共用地、堤防に芝生を植えて柵をして通られなくして、何でするんだと聞けば、「堤防が痛む」。そういうことではないだろう、そう考えるわけです。

農業委員と〇〇〇〇〇でケンカをしたいわけではないんです。いい橋場、〇〇〇〇〇〇という会社に協力したいと思っているから私は意見しているんです。どうか委員の皆さん、ご理解をして継続審議にさせていただきたいと思います。

議長

ただ今の意見の中で、図の位置が違っているという話がありましたので、事務局の説明を求めます。

阿部係長

図がおかしいということに関しましては、法務局が出しております更正図写し、これは公的な証明書です。こちらと今回申請にあたって出されてきた図面を合わせてみましたが、齟齬は認められません。

No.9 河合 則雄委員

農地パトロールで見てもらった5人の方がいますが、写真も撮ってありますが、この旧河川のところに出ているところは農道です。その先に水路が埋まっているのです。ここです。この図面だとここは公共用地みたいになっていますが、ここ。ここは建物もないし木も植えていないで全部芝生です。ほかの委員さんに聞いてみてください。ここで撮った写真もありますし。車の中にもありますが。出ているところがここ。こんなところに水路が出てそこに水を出す。皆から現場に立ってもらいましたし、「これはおかしい。これは何なんだと」。現場と全然合わない。1 ページ目のこれは正しいです。ここです。ただ裏面の図は全く違う。行った委員さんがいますので、聞いてみてください。

山崎局長代理

案内図No.1 の申請地として塗りつぶされているところ、それと裏面の土地利用計画図が違うというご指摘ですが、私たちは農業委員会で、農地転用の審査をしています。そして、申請があった農地については、土地利用計画図のほうでは、許可申請に係る地番をより明

確に表示しているのです、全体の計画図と案内図では多少の相違が出て参ります。

No.9 河合 則雄委員

これは誰が作ったのですか。

山崎局長代理

こちらは申請者が提出した図面に、事務局のほうで議案を提出する際、皆様に分かり易いように農地のところを、太枠で囲っているわけです。

No.9 河合 則雄委員

申請代理の事務所は、「地域、町内会の了解を後日得て」と言っていますが、地域の町内会を、松波町内会だとして了解を取っている。そこも間違えている。あれは橋場です。だから松波とこちらの両方の了解を取らなければなりません。

議長

西中通の委員の方。農地パトロールで現地を把握していると思うので、何か参考意見をお願いします。

尾崎 清信推進委員

はい。推進委員の尾崎です。河合委員と一緒に農地パトロールの時に〇〇〇〇〇のところへ行って参りました。現地は山から出る排水のところには垣根が作ってあって遮断されているのです。その垣根があるから排水路が来ていることが見えないのです。堤防の方から行って初めてここに排水路があったのだと分かります。そこが申請に出ているということで、あの水をどうするのかと、そのようなことを感じました。

議長

ありがとうございました。排水路の件について、10年も前から埋め立てをして上から蓋を被せてそこに土を入れて利用しているとのことでしたが、その当時10年前に蓋をするとき地権者等と話し合いがあつて埋めたのではないのでしょうか。農業委員会としては用排水の公的機関のところまで了承を出す場所ではないと考えます。先ほど申し上げたように、まず農地転用の審査をして、それから水路の用地買収に関して当該担当課で話し合うことが筋ではないかと私は提案をしています。その点のくい違いがあるのではないのでしょうか。公的な道や川、水路を農業委員会が権利を譲りますということはありませんので、そこに委員との考え方に違いがあるのではないのでしょうか。

この件について、ほかの皆様の意見はございませんか。

No.9 河合 則雄委員

譲受人の〇〇〇〇〇は、平成 15 年頃あそこに庭を作っています。その前から〇〇〇〇〇はあって、そこをどんどんどんどん転用して、農地がいっぱいあったのを農地転用をかけて工場を作ってきたわけです。その時そのようにして後日、町内会の了解を得て公共用地の取得をやるからと、どんどんどんどん拡張してきたわけです。それで農業委員会が許可を出してどんどんどんどん工場が建つ。そんなやり方をしているから、〇〇〇〇〇が農地転用をして工場を建ててあかみちや農道に建物を建てて好き勝手なことをやっているわけです。そうしてからその後のあかみちや水路を、まだ水路はいくつかあるのですが、私物化している。誰が許可したのか。そんなやり方をやって、「取得してからやる」と言っても何もやっていない。今日も担当課に行って来ましたが、現在問題としている場所に関して、許可なんて出ていない。今後も是正勧告を出す予定はないと担当課は言っているのです。そうすれば橋場町は法的手段に出ることへの検討を迫られるかもしれない。その考え方、そこでもって解決しなければだめだなどと思っています。が、そこも農地法 5 条申請で転用して許可を得てから町内会の了解をなんて言っても、またやらないですよ。そういうことを繰り返しているからでたらめなことを堂々とやっているわけです。〇〇〇〇〇、あそこにはいい人がいっぱい働いていますよ。助けてやるには、今の我々がしっかりしてやらなければと思っています。特に橋場は解決して次の世代に渡さなければだめだと思っています。これは絶対おかしい。なんとかしなければならぬと思います。

議長

13 番平野委員、農地転用に何か気づいたことがありましたら、お願いします。

No.13 平野 松夫委員

13 番平野です。私も先日の農地パトロールで現地を赴きまして、状況を見させていただきました。先ほどから図面についての話がありまして、2 ページとなっている部分の図面につきましては、根底的に地番がどうなっているという形にはなっているのですが、河合委員の方で言われています青線や赤線の状況がどうなっているかはこの図面を見る限りにおいては判断がつかないような状況です。当然水は高いところから低いところに流れてくるという状況の中にあるわけですので、転用許可が先なのか、公共用地の手続きが先なのか、今回はいずれにしても両方とも具合が悪いような状況になっています。一番この図面の、2 ページの中の図面で具合が悪いなと私が思ったところは、この真ん中辺に縦に入っている下のところに「道」と書いてあるかと思うのですが、そこから 2cm くらい上のところ、現地では柵に蓋がかかっているものがあるのです。その上のほうからそこに流れてきて鯖石川のほうに流れるという、こういう形なのかなと推測ではあるのですが、現地では柵

だけしか見えませんでした。周りを歩いてみた段階で道路の反対側に山側のほうから来る水路がありましたので、それからすると道で途切れているような形になっています。現地は見通しがきかないのですが、だいたいの感じからすると、そのように水が流れて行っているのだと思います。そして暗渠にしたのはどなたがどういうことでやられたのか分からない中で、その辺から紐解いていただいて、農地転用にしてもそうですし青線赤線の取り扱いにしても、いずれにしても具合が悪い状況になっているわけですので、両方ともいい方向に取りまとめるといって話し合いを詰めていただくということがよろしいのではないかと思います。

議長

ありがとうございました。皆様、ほかにご意見はありますか。

No.6 安野 検一委員

はい。6番安野です。先ほど河合委員から水路が暗渠になっているという説明があったわけですが、図面で言うと2ページの図面でどこのことを言っているのですか。

No.9 河合 則雄委員

ここに今、「道」と書いてあるのですが、小さい字で、ここは道じゃないのです。ずっと下に暗渠になっている。それで市道にぶつかって市道の外に穴が開いている。それがずっと続いている。

No.6 安野 検一委員

図面で言うと「道」と書いてある上に縦に水路というか道路がありますが、これは元々は水路なのですか。

No.9 河合 則雄委員

それを右側にあるこれ、図面が間違っているのですよ。これが旧河川で、この水路があるからここは埋め立てないで水路を残している。この下に水路があって、ここに平野委員が言った柵がある。ここには垣根があって通られない。これは違うんですよ。ここなんです。ここで写真を撮ってここで写真撮ってこっちでも写真を撮ってここでも写真撮って、全部ありますが、まあ橋場も悪かったんですよ。草ぼうぼうにしていたんです。

No.6 安野 検一委員

元々は、そこは開放水路だったのですか。

No.9 河合 則雄委員

開放水路です。橋場の重要な、ここ一帯は橋場の農地で私も持っていますが、草刈りしないでぼうぼうにしていたんです。それで当時の所有者からこれを買って、15年だと思いが、通せんぼしたから俺が止めろと。それでここも通せんぼしたから止めれいやと。町内の役員にそのことを伝えてみると、水路はあくまでも開渠だと。開渠でないと水が入らない。この図面は違って、それで公共用地に対して通せんぼしているんですよ。みんな。それでこの工場を見ればこういうの、この右側の通路もあかみちなんです。こういうのは転用して使わないけど、こっちにもあかみちがあるんですよ。農道はある水路がある。こっちにも重要な水路がある。〇〇〇〇からの入り口。全部工場の中で建物が建っている。今日、担当課に行ったら、これから調べます。どういうふうに調べるのか下水道の係長が言いまして、じゃ調べてください。後日また来ますので。どういう状況でどういうふうになっているのか。この辺一帯は。1 ページを見ると、これがありますよね。ここには農道があって、〇〇〇〇の水路があるし、いろいろあるんです。農道、あかみち、でかい農道。ここには〇〇〇〇〇の工場が3つくらいありましたので、豚舎とかありましたので、でかい道路があったんです。そういうのはどうなったのか。みんな取得して、だけど農道は払い下げてないし、取得していれば転用許可があって、橋場町内会と農家組合と町内会に了解を得なければならぬ。私は30年農家の役員をしているし、地元の役員の方も一切覚えがないと言っている。地元の許可を得ていない。以上です。

議長

暗渠ということですが、その説明だとそこは更地になっていて、社員のバーベキューだとかゴルフ練習場だとかとして利用しているとのことですが、道はあるのですか。

No.9 河合 則雄委員

ない。嘘です。

議長

この場所の道みたいな下に暗渠が入っていると。

No.9 河合 則雄委員

そうです。

議長

それは先ほど言ったんですけど、農業委員会が30年経とうがこの暗渠をどうかしていいなんてことは、許可なく出したことはないだろうと思いますので、それは話がどうかな

と思います。ただ私が言ったように 10 何年も前にここを埋め立てた時、橋場さんや松波さんがこの 10 年間何も、個人的には言ったかもしれないけれど、何も言わなかったということで、今になって農業委員会が、あなたのところはこのような状態となっている。この水路に関して私どもは全くタッチしないし、工場の建設についても同様。また道についても袋地は通路がなければ、ほかに土地があったり宅地があったりしたらどうしても道を作らなければならないということもあるはずです。ただ私が不思議なのは、先ほど言ったように埋め立てて 10 何年も経っていて、何故手をこまねいていたのかということに対して、その点について河合委員はどのようにお考えですか。

No.9 河合 則雄委員

9 番河合です。そこが弱点なんです。私は申入れをしていたんですけど、証拠がない。文書で残っていないから。法律上何年間だか誰も文句を言わないと時効に持っていかれる、らしいです。その何年間だかがわからないし、ずっと申入れしていたけれど証拠がないし、一緒に申入れしていた人も死んでしまった。そこが弱点です。

議長

私が言っているように、私どもは許可が通るなんて言っていない。水路についてできるわけがないので、ただ暗渠排水を設置するとき、工事をやったときは地域の人たちの同意を得て埋め立てがなされたのではないですか。

No.9 河合 則雄委員

あまりにも堂々とやっていたから合法的にやっているんだと思ったんです。私もそう思った。堂々とやっているんだからさ。そんなことできるわけないんだけど、よく聞いてみたらなんにもしていないから、申し入れてきた。文書で残していないからね。裁判になったら負けてしまうんだよね。

No.4 石塚 道宏委員

今ほど話を伺っていたのですが、説明もそうですし図面にしてもなかなか話だけでは分かりづらい部分もまだあるのだろうと思っています。河合委員さんがおっしゃった全く違うという話は、おそらくこの区画は法務局の地番の中からあるんだろうと思いますし、そこに地番が入っていないのがあかみちだったりあお水路であったりするんだろうと感じます。先ほど事務局から指摘があった通り申請者、所有者が申請をしないと法定外公共物についての取り扱いはできないということの中であくまでも今後は所有者に対して管財の担当課も入るわけですし、それぞれきちんと整理しながら解決していくような方策の中で今回につきましては 5 条において許可を申請上おそらく問題はないのだろうと思ひまして、

5 条の許可をしながら、その中で話をしながらその後の手続き、取り扱いをきちんと確約させ、今回については私は許可してもいいのかなと考えます。

藤林 正一推進委員

議長。推進委員は、意見を述べることができるということですので、最後の意見を、私もこれで終わりますので。今ほどの河合委員のお話を聞きますと相手はなかなかと思いません。しかもずっと根深い問題で、いくつか関係しているような話に聞こえます。私はこれは不許可、あるいは十分調査して議案を継続審議にすべきだと思います。簡単に許可しますと、これまでと同じことの繰り返しではないかと思うんです。企業が丁寧な手続をしないと、その積み重ねで集落の人たちに迷惑をかけていると、今、河合委員のお話を聞くとそういうことだと思いますが、これは許可しない、あるいは少なくとも継続審議にして十分調査して過去のいきさつについて十分調査して、あるいはこれはその地域の人だけではなくて、農業委員全員が場合によっては現地調査するとか、そのようにしまして、簡単に許可すべきではないと思います。

議長

ほかにご意見はありませんか。

藤林 正一推進委員

許可なんかできません。こんなことで。少なくとも継続審議。

議長

今回は、前回は踏まえて今回が継続審議の再提案です。

藤林 正一推進委員

それでもまだ問題点が出てきたでしょ。まだ納得いけるような状態になっていないわけです。継続審議で。2 回目の継続審議でも、河合委員の話を聞いていますと納得いくような話じゃないわけです。私らが聞いてもこれはおかしいというふうに思います。ですから継続審議で十分な調査をして農業委員会とか或いは関係機関とかが十分調査をして、場合によっては私が先ほども言いましたように、農業委員が現地を全員で調査するとか、そうしてやらないと簡単に許可をして、また同じような繰り返しになるんじゃないかと思えます。こういう問題は。ですからここは慎重審議するべきだと思います。

今の河合委員の話だと安易に許可したってまた同じことの繰り返しになるんじゃないかと思う。こんなのを簡単に許可すべきじゃない。農業委員会の沽券に関わる。そういう問題だと思います。

No.6 安野 検一委員

6番、安野です。今ほど河合委員からも、藤林推進委員からも貴重な意見をいただいていますけれども、どうでしょうか。今現在この農地とされている畑なんでしょうけど、埋め立てが終わっているような状況で、この農地という役割がこれから先にいろんなところに広がっていくという場所であるならば、これは不許可にしなければいけない案件かもしれません。ただ、我々農業委員が柏崎の農地のゾーニングをどうするかも一緒に考えていかなければいけないと思います。その時に地元のほうで開放水路が暗渠化されているとなれば排水対策がされていないのではないかという、この辺をきちんと地元とこれを利用する〇〇〇〇〇さんとしっかりコミュニケーションをとる必要があります。僕らが、農業者が出入り耕作しているいろんな所に入っていくのと同じだと思います。それは出入り耕作の先でいろんな問題が起きてしまうというのは、地域とのコミュニケーションがしっかりできないから。そこが一番の問題だと僕は思うんです。橋場の地区としてここは農地として残さなければいけないのであればまた考えが変わらなければいけませんけれども、ここが360度広がる要因のない農地であるならば、橋場の皆さんと、もう一度今回転用許可をしたいという〇〇〇〇〇さんが話し合いの中に入って、僕ら農業委員会の地区の担当も会長・職務代理も一緒に入るかもしれませんけど、入った中で地元の皆さんがきちんと排水管理をできるという条件が先行でできるということであれば、僕は許可要件としてはやれると思います。

議長

申し訳ありませんが、2時半まで休憩にさせていただきます。

— 休憩 午後2時20分 —

— 再開 午後2時30分 —

議長

それでは、ただ今から議事を再開いたします。

河合委員のほうから問題が生じているということで前回継続審議にした件です。先ほど安野委員がおっしゃったように、もう農地としてというよりも宅地として利用するということがありますし、私たち、そして事務局から提案をする件については法に則って審議した上で提案させてもらっておるところです。水路と道を不当に埋め立てたりそこを削ってゴルフ練習場にしたりしているものについては、これは私たちのことではなく、今後橋場の皆さん、松波の皆さんの地権者や町内会、更に〇〇〇〇〇さんと話し合いをして、それを法令に基づいて担当課や関係機関に解決してもらうことが筋じゃないかなと思っており

ます。私たちは農地法 5 条の転用手続について、審議をしたいと思っておりますので、私
の話について異議がありましたらお聞かせいただきたい。そして採決をしていきたいと思
います。その話でいかがでしょうか。申請された農地転用について私たちは審査をする。
それについて、他の部署の所管事項にまで農業委員会が踏み込んで〇〇〇〇〇さんと橋場
の皆さんとの仲立ちをする立場にないということだけは申し上げたい。それを踏まえて皆
様の意見を、ご異議がありましたらお願いします。

No.9 河合 則雄委員

異議あります。あの奥にはまだ農地がいっぱいあるんです。私も 600 坪ありますし。畑
にしたり、奥を荒らしている人もいますが、ほとんどの皆さんは何とか売ればいいかな
くらいに思っています。それには水害ハザードマップになっているようなところを買う人
なんかいません。だからそういうことを解決するために農地を守るのが農業委員会でしょ
うが、水路は関係ないじゃなくて。

議長

水路は関係ないとは一言も言っていません。担当課や関係機関と相談して、現状がふさ
わしくないのなら、十数年前の当時に遡って元に戻してもらうのが筋じゃないですか、私
たち農業委員はそこに入る立場にありませんと言っただけで、それは理解していただき
たい。それが解決すれば水路が確保される、機能が良くなったりして価値が出てくるかはわ
からないが、地権者が自分たちの利害のためにそう願ったものを、正しい姿に戻してくれ
というのは当然地元の地権者の思いだなどは思っています。農業委員としては制度に対し
て一切話は立ち入っていないということだけはご理解いただきたい。

No.9 河合 則雄委員

これから橋場も頑張って解決して、安野さんの言う通り、話し合いをしたりして解決し
ていかなければならないと思いますが、農業委員会にも力を貸していただきたい。

議長

当然この水路を開けることになれば、農業委員会も、動いている皆さんからも、農地最
適化推進委員の方にもお話が来ると思うので、その時になったら力を貸して解決に向けて
頑張ってくださいと思います。

それでは、農地法関係法令に照らし合わせて提案させていただいておりますが、ご異議
がありましたので、採決いたします。

本案件を許可処分とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

山崎局長代理

賛成は5人です。

議長

賛成少数と認めます。よって議第1号は不許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第2号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書2ページをご覧ください。議第2号農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 西山町鎌田字無重刈〇〇番 田 2854 m²。長岡市才津南町〇〇番地〇 〇 〇 〇。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円
です。

申請番号2 大字大沢字細田〇〇番 外7筆 田 1759 m² 畑 3166 m² 計 4925 m²。高柳町岡野町〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。大字大沢〇〇番地 〇 〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

こちらは新規就農になります。

審査結果の1ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字野田字平林〇〇番 畑 409 m²。南光町〇番〇号 〇〇 〇〇。農舎。第 2 種でございます。

申請番号 2 岩上字前谷内〇〇番〇 畑 49 m²。岩上〇番〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字南条字天神腰〇〇番〇 外 3 筆 田 198 m² 畑 58.97 m² 計 256.97 m²。大字南条〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 大字安田字門田〇〇番〇 外 1 筆 田 241 m²。大字平井〇〇番地〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.4 石塚 道宏委員

確認です。申請番号1番の申請人の氏名をもう一度お願いします。

阿部係長

〇〇 〇〇さんです。

No.4 石塚 道宏委員

議案書は〇〇 〇〇〇さんになっています。

阿部係長

すみません。〇〇さんに訂正をお願いします。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

質疑がなければ終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 荒浜三丁目字池ノ尻〇〇番〇 外 1 筆 畑 288 m²。桜木町〇番〇号 〇〇〇〇。荒浜三丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字加納字山王〇〇番〇 田 299 m²。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。駐車場及び資材置場。第 2 種でございます。

申請番号 3 大字笠島字長面〇〇番 畑 185 m²。新赤坂二丁目〇番〇号 〇〇 〇。茨目二丁目〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字上方字岡ケ〇〇番 外 3 筆 田 524.05 m²。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。当初、貸事務所及び貸工場として利用する予定でしたが、これを取り止め、貸露天資材置場として利用するものです。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 6 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 6 ページをご覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権・使用貸借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 2(2020)年 7 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積 賃借権 (一般分) 田 1 筆 1,941.00 m²
(円滑化分) 田 40 筆 53,240.00 m²
使用貸借権 (円滑化分) 田 1 筆 1,295.00 m²
計 56,476.00 m²
- 7 関係人の数 受人 2 人、渡人 13 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2(2020)年 7 月 17 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 7 ページから 10 ページをご覧くださいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任（案）について」事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

議第 7 号柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任（案）について、説明いたします。

第 24 期柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員について、下記のとおり地区を定めて選任する。令和 2（2020）年 6 月 30 日。柏崎市農業委員会会長 黒坂 正春。

農地利用最適化推進委員には農地利用最適化のための実践活動を行っていただきます。農業委員の皆様と連携を取りながら推進をいただく委員さん、農地利用最適化推進委員の募集を 4 月 24 日から 5 月 21 日の 28 日間行いました。定数 27 人に対して、各地域から推薦をいただいた方が 24 人、個人で応募された方が 3 人、合わせて 27 人ということで定数ちょうどでございました。27 人の内訳としましては、現 23 期の委員さんが 16 人、新規の委員さんが 11 人という状況でありました。

本日 6 月 30 日が 23 期の委員さんの最後の総会となりますが、この旧の体制でご承認をいただき、速やかに選任通知を申し上げた後、8 月 1 日付で農地利用最適化推進委員の委嘱をしたいと考えております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

藤林 正一推進委員

今ほどの局長のお話ですと、ここに新しい推進委員の選任の案が出ていますけれど、この就任は8月1日と言われました。今の私どもの終わりは7月19日ですよね。そうすると、その間は空白になるのですか。

霜田事務局長

農業委員さんは7月19日で終わり、推進委員さんもそれに合わせて、7月19日ということになっております。なんですか、法律の中では19日で終わったからといって、終わるわけではないという。何というか。法律そのままお読み申し上げます。推進委員の任期がございまして、第20条の中で、推進委員は農業委員の任期満了の日まで在任する、という一項があります。第2項で、推進委員はその任期満了後も後任の推進委員が就任するまではその職責を担うという一文があります。一応任期という言い方は7月19日ということになっておりますが、後任の24期の委員さんが活動を開始する8月1日まではその職責を担うと謳っているところでありますので、そういう部分でご理解をいただいて、終わったということのないようお願いしたいと思います。任期といわれるものは、先ほど藤林委員が言われたように、7月19日でございます。後任の人とスムーズに引継ぎをして次の委員に任せてもらいたいという意味です。

藤林 正一推進委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.6 安野 検一委員

はい。6番安野です。今ほどの最適化推進委員の案は先月の総会にも出されていますよね。皆さんご存知だと思いますけれども、名簿が変わっていますので、その説明はしたほうが良いと思います。

霜田事務局長

前回、5月29日総会の時に皆様方の担当の地区、それぞれの委員さんがどの地区から出てくるのかによって持ち場が変わるだろうという話がありました。29日の段階では高田地区の春川敏浩委員が皆様方への名簿の中にありました。5月29日の総会后、春川委員とお

話しする中で、高田地区町内会長会からのご推薦をいただいておりますが、都合により町内会長会推薦を高橋公人さんという話となりました。皆様方には、新たな委員となる所は特に担当地区の見直しをしてくれというお話をしたところです。

春川 敏浩推進委員

すみません。それでは説明がまずいのではないのでしょうか。議会側のほうだから違う。話が違うんじゃないですか。

大変申し訳ございません。実は議会側のほうから市長が所管する農業委員会等の委員については、柏崎市議会においては外部の団体には議員は所属しないという申し合わせがありまして、議長と相談した結果、こういうことに相成りました。従いまして、外部団体への議員の所属は監査委員のみということになりますので、全ての会議について今まで議員が参加したところもあると思うのですが、最適化推進委員を辞退という結果に相成りました。高田地区の町内会長会からの話ではなくて、次の後任を選んでくださいということで、藤橋の高橋公人さんが就任したということでございます。この間、局長以下大変御迷惑をおかけいたしました。よろしくお願いいたします。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いします。

霜田事務局長

4 枚クリップ留めの書類、第 37 回農業委員会総会 (R2.6.30) 事務局事務連絡をご覧ください

ださい。

3 番の、人・農地プランの実質化に向けた話し合いへの協力について、担当の農政課職員が来ておりますので、事務連絡をする前にこの案件を説明してもらいます。

小山係長

お疲れ様です。ご無沙汰しております。農政課係長をやらせていただいております小山と申します。お時間をいただきまして、人・農地プランの実質化についてご案内とご協力をお願いに参りました。隣にいるのが私と一緒に今年担当させていただきます大矢でございます。

お配りした資料の中に「人・農地プランの実質化」に向けた取組方針についてというクリップ留めのものがあります。人・農地プランの実質化、人・農地プラン自体は 26 年度から既に取り組みが始まっておりまして、6 年が経とうかというところですよ。ご存知の方もおられるかと思いますが、昨年度に国の指導で人・農地プランをより魂の入ったものというか、実質化をなささいということで皆様のご協力を得ながらアンケートを取らせていただきました。それで集落の農地の 5 年後 10 年後、高齢化が進む、後継者がいない等を絵図面化しまして、令和 2 年度から実際に集落との話し合いをやるという段取りで進めていたところでございます。その中で、このコロナウイルスの騒動になりまして、人を集めるということが果たして大丈夫なのかということだったのですけれども、我々として話し合いを 7 月の頭くらいからさせていただこうとご案内をしたところでございます。

「人・農地プランの実質化に向けた取組方針について」という書類の一番下に対応方針(案)となっているのですが、この枠組のところをご覧いただきたいと思います。丸が 3 つあり、一番上に地理的条件や中心的経営体の耕作状況等を勘案しながら、必要に応じて複数の集落をグループ化し、話し合いを実施するとなっています。

これはどういうことかと具体的に言いますと、中山間直接支払制度に取り組んでおられる集落、これにつきまして先行する形で 6 月中から中山間直接支払制度の、令和 2 年度から新しい第 5 期の取り組みが始まるということで我々職員がお邪魔させていただいているところです。実は中山間直接支払制度の中でも全く同じことで 5 年後 10 年後の農地と、それを誰が面倒みるかというものの計画を作りなさいというものがございます。結局、同じことを 2 度やってもしょうがないので、中山間直接支払制度に取り組んでおられる集落に関しましては、先行した説明会の中で、人・農地プランも結局同じことをやるので、それについて話し合いを進めてくださいと始めております。

それから、ほ場整備の計画が進んでいる、またはすでにほ場整備が終わった地区は、土地改良区さん主導で、5 年後 10 年後、生産組合になるのか後継者の方になるのか、この農地はその方にお任せをするという計画を立てたうえでほ場整備をやるということで、それを人・農地プランの話し合いの実質化にさせていただきながら、後にお伺いをする予定で

ございます。

結論から言いますと、残った地区という言い方は失礼ですが、A3の大きい図面がありますが、中山間地域直接支払に取り組んでいらっしゃる集落とほ場整備が進んでいらっしゃる集落を除いた集落の農区長さんと、人・農地プランに中心経営体として上げさせていただいている方々にお声がけをさせていただきました。7月4日の西中通コミセンを皮切りに、会場の都合とかコロナウイルスの対策とかありまして、あまり大人数にならないようにと我々がグループ分けをさせていただきまして、7月4日の9時ですとか7月6日の夕方6時等に集まってくださいと、声がけをさせていただいております。こちらにいらっしゃる皆様は農業委員さん推進委員さんですが、農区長さんを兼任されている方ですとか中心経営体の方ですとか、いろいろな立場の方がいらっしゃるかと思います。市としましては人・農地プランは将来的な補助金を貰う等、これからあらゆる農林水産省の事業に関わってくるプランなので、作らないわけにはいかないが、こちらで勝手に作ることはできないので、特に担い手になる方がどういう拡大傾向があるのか、どの部分で集積集約を図りたいと考えておられるのかを、話し合っていたきたいと思います。こちらも1回で終わる話ではないと思いますので、このような中でやるということを皆様にも認識をいただきまして、話し合いにぜひ参加いただきながら、地域の実情ですとか今までの経験ですとか、お知恵を拝借できればと思っております。

参加するところにつきましては人数を絞るんですけども、農協さんや県の農政部の方、ほ場担当の方等、関係機関が集まる仕様になっておりますし、今も出席報告を取りまとめているところで、この会場に何人来るかということは今はお示しできないのですが、基本的には車座になるというか、皆様でフリートークをしてもらいながら、プランの将来性を決めるということを考えております。

最後になりますが、結局どのようなものを作るのかということで、実質化された人・農地プランというのが、1枚めくってもらいと記載例がついています。これがいかにも役所役所していて申し訳ないのですが、全国共通の様式ということでそれぞれの集落の農地面積の過半以上、ほぼすべての農地をどういう方がやるか。また1枚めくってもらいと、基本的な取組方針ということで、「4-3の方針を実現するために必要な取組に関する方針」というものがあるのですが、これが例えば法人化をするのかほ場整備を進めていくのか集約をどうするのかというものです。別紙1の「3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針」のところも、数字というより言葉で表現する。但し、その間の段階として集落の皆様の内部方針もこれでいいよねという合意をさせていただく形になります。非常にふんわりした言い方で申し訳ないのですが、いずれにしても、この話し合いを7月のこの土曜日から進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

霜田事務局長

農政課から話がありましたが、質問等ございましたらお願いします。

No.12 鈴木 義雄委員

この前、農政課から依頼がされましたが、日程の案内が見当たらなかったのですが、これからまたお示しされるのですか。これから皆さん話し合いをしましょうということで農協さんとかいろいろな方が来ると思うのですが、それはお示しされるのでしょうか。

小山係長

例えば、どこに誰が来てほしいかということですか。

No.12 鈴木 義雄委員

こちらで連絡しなければならぬのですか。この書類に載っていないんです。

小山係長

載っていない地区に関しましては、私たちのほうでまたお声がけをさせていただくかもしれないし、ぜひ話し合いをさせてくれということがあれば、我々で調整させていただきながら進めたいと思います。先ほど話したとおり、直接支払のところはもう入っています。ほ場整備の地区は人・農地プランはできているものなので、そこは後回しにさせてもらって、まずは表でお示したところを優先的に入らせてもらっています。

No.12 鈴木 義雄委員

その後、連絡が来るとのことですね。

小山係長

そうですね。もしくはまた連絡調整を取りながら、こことここは一緒に考えた方がいいということも当然多くあるかと思います。我々のほうでグループ化させてはいただいたんですけども、実際こことここがくっついたほうがいい話合いができるようなことがあれば、お聞かせいただければと思います。ただ1回目は会場を抑えたり、スケジュールはこれで固めたので、これでさせていただきます。

No.12 鈴木 義雄委員

わかりました。

No.9 河合 則雄委員

この予想される5年後の中心経営体と名前が書いてありますが、他の人が来てはまずい

ですか。

小山係長

全然かまいません。私どもが一番怖がっているのは新型コロナウイルスです。なので、密になって、本当はそれがいいのですが、それができない中で、かといってお声がけする範囲が掴めなかったので、各集落、各農区長さんで、この人には話し合いに加わってもらったほうがいいだとか、それがたとえ農家ではなくても、この方には聞いてもらいたいという方がいれば、歯切れが悪くて申し訳ないのですが、あまり大人数にならない程度で来ていただければと考えております。

No.9 河合 則雄委員

わかりました。

山波 剛推進委員

山波と申します。今日はありがとうございます。お願いなのですが、これから日程調整をしていただきますが、別俣と野田をぜひともよろしくお願いします。設定してもらえれば私たちも動きますので、よろしくお願いします。

小山係長

はい。わかりました。

霜田事務局長

よろしいでしょうか。またもし質問がありましたら、お声がけいただければお答えします。

霜田事務局長

続きまして事務連絡をさせていただきます。

1 今後の予定（別紙参照）

・第30回運営会議

7月13日（月）13時30分から 市役所教育分館 多目的室

7月20日に予定している辞令交付式及び第1回総会の打ち合わせです。

・農業委員会だより第41号 広報編集会議②

7月27日（月）10時から 市役所本館4階 小会議室

6月24日に引き続いて第2回目で写真選定やレイアウトの確認をします。

・第24期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員「辞令交付式」

8月3日（月）13時30分から 市役所本館4階 大会議室

推進委員さんへの辞令交付をし、写真撮影も行います。本日選任をいただいたので、この総会が終わったら24期の推進委員さんへ案内を送ります。

- ・新規農業委員・推進委員研修会（詳細後日案内）

8月7日（金）13時30分から 長岡市さいわいプラザ

県農業会議が主催で昔の長岡市役所の場所で研修会を行う予定です。

- 2 第24期柏崎市農業委員会委員「事前説明会」（詳細）

7月6日（月）13時30分から 市役所本館4階 大会議室

7月20日に農業委員さんの辞令交付式を行います。市長から出席いただいて辞令を交付していただきますが、その前段で7月6日に辞令交付・第1回総会の流れや提出書類の話を説明します。

- 3 人・農地プランの実質化に向けた話し合いへの協力について（農政課）

- 4 農業委員活動へのお礼と「全国農業新聞」継続購読のお願い

この度、委員さんを退任される方には、全国農業会議所・県農業会議会長の名前で、お疲れ様でした、引き続き購読をお願いしたいという文書です。

- 5 「印章」返却について

退任させる委員さんに、お預かりしていた印鑑と事務局で使っていたゴム印をお返しします。ゴム印は進呈します。

- 6 第23期農業委員会 総会出欠状況について

いろいろ総会だけでなく地域での活動や集會に足を運んでもらいました。本日の総会分は入れてありませんが、毎月の総会の出席の累計・欠席の累計・出席率を出しました。事務局としては、24期になりましたら更に目に見える形で出席を把握するよう、今後検討していきたいと思います。

- 7 第1回農業委員会総会（辞令交付式）（農業委員）

7月20日（月）13時30分から 市役所本館4階 大会議室

事務局から、以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

会長・局長の挨拶がありまして、第23期の総会が終わります。ありがとうございました。

本日、JAの経営継続の補助金のパンフレットを配布させていただきました。今週末から

いにJAの文書と一緒に全戸配布されるそうですが、締切りまで日がありませんので、今日農業委員さん推進委員さんが来られるということで、先に紹介だけしておこうと準備してもらい配付させてもらいました。変な説明をして誤解されても困るので、詳しいことはJAに問い合わせをいただきたいと思います。コロナ対策の事業ですので、他の事業とはまた違う部分もあります。興味のある方は問い合わせをしてみてください。

今期で退任する皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。継続される皆様には、またよろしく申し上げます。

では、23期の総会はこれで閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午後3時20分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____